

件名	26陳情第6号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書
<p><陳情要旨></p> <p>「協同労働の協同組合法（仮称）」の制定に向け、国会での徹底した議論と、速やかなる制定を求める意見書を貴議会において採択し、政府及び関係行政官庁あてにご提出いただきたくお願い申し上げます。</p> <p><陳情理由></p> <p>「協同労働の協同組合」は、組合に参加する人すべてが、協同で出資し、協同で経営するという協同で働く形をとっており、「働くこと」を通じて、「人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生をめざす」活動を続けています。</p> <p>国内ではワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ、農村女性ワーカーズ、障害者団体など10万人以上が、この「協同労働」という働き方で20年、30年という長い歴史の中で働いてきましたが、「自分たちの働き方に見合った＜法人格＞がほしい」、「＜労働者＞として法的保護を受けられるような社会的認知をしてほしい」と法律の整備を求めて活動を続けてまいりました。</p> <p>その甲斐あって、この働き方や法人を認めるための「協同労働の協同組合」の法制度を求める取り組みが全国に広がり、国会で110名を超える超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化の具体的な検討が始まりました。</p> <p>この「協同労働の協同組合」は、企業で正規に雇用されない若者や退職した高齢者が集まり、働きやすい職場を自分たちで作る新しい働き方としての期待や、地域の様々な課題に住民自身が取り組むための「組織」として期待をされています。</p> <p>私たちは、この法制化の流れを推し進めるため、国会でのしっかりとした議論と速やかなる制定を強く要望いたします。だれもが、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」、こうした働き方は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることの困難を抱える人々自身が、社会に参加する道を開くものです。</p> <p>貴議会におかれましても、本陳情の趣旨についてご審議いただき、決議の上、政府および、関係行政官庁あてに速やかなる制定を求める意見書を提出していただきたく陳情いたします。</p>	